

IC カード規則

第1章 総則

第1条(カードの定義)

この規則でいう IC カードとは、大阪大学生生活協同組合(以下当組合という)が発行する携帯用組合員カードのことをいいます。(以下「IC カードという」)

第2条(IC カードの発行)

IC カードは当組合の組合員が希望した場合に対して発行し、IC カードの発行を受けた組合員を以下「IC カード組合員」といいます。

第3条(IC カードの利用と携帯用組合員証機能)

- 1 IC カードは、当組合の組合員が希望した場合の携帯用組合員証となります。
- 2 IC カード組合員は、ICカードを利用して当組合の提供するサービス、並びに当組合が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができるものとします。
- 3 IC カード組合員は、IC カードの利用にあたっては本規則を遵守するものとします。
- 4 IC カード組合員が当組合の組合員でなくなったときは、本規則で述べるサービスを受けることができなくなります。

第4条(IC カードの紛失・盗難)

- 1 IC カード組合員が IC カードを紛失した場合、または IC カードの盗難にあった場合は、速やかに当組合へ連絡の上、所定の手続きを行うものとします。
- 2 IC カードを紛失した、または IC カードの盗難にあった組合員が、当該 IC カードを発見した場合は、所定の手続きに従って当組合に届け出るものとし、当組合が認めたときに限り、当該 IC カードを再利用できるものとします。
- 3 紛失・盗難その他の事由により IC カードを他人に利用された場合に生じた一切の損害については、IC カード組合員がこれを負担するものとします。

第5条(IC カードの再発行)

- 1 IC カード組合員は、IC カードの忘失・盗難・汚損、破損、自然劣化により IC カードの再発行を希望する場合には、再発行申請書を当組合に提出し、承認を得るものとします。
- 2 前項により IC カードの再発行を受ける場合は、IC カード組合員は当組合所定の手数料(2,000 円)を負担するものとします。
- 3 但し、IC カード組合員の過失等がなく、汚損、破損、自然劣化により IC カードが使用できなくなった場合は、当組合が無償で再発行を行い、使用できなくなった IC カードと交換します。

第6条(IC カード記載内容の確認)

IC カード組合員は、IC カードの発行または再発行を受けた場合は、直ちに IC カードの記載内容等を確認し、不備がある場合には当組合へ遅滞なく届け出るものとします。

第 7 条(個人情報の使用制限)

当組合は、当組合が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には個人情報を利用しないものとします。

第 8 条(届出事項の変更)

- 1 IC カード組合員は、個人情報に変更が生じた場合には、当組合に対して所定の届出を行うものとします。
- 2 前項の届出により、IC カードを再発行する必要がある場合は、当該再発行にかかる第5条2項の手数料は無料とします。
- 3 IC カード組合員は、本条第1項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

第 9 条(プライバシー情報の保護)

当組合は、IC カード組合員が IC カードを利用することによって当組合が入手した IC カード組合員のプライバシーに関わる情報を、当組合の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

第 10 条(IC カードの利用停止)

- 1 当組合は、IC カード組合員が次の各号の何れかに該当した場合には、当組合が提供するサービスについて、当該 IC カード組合員の利用を停止し、その機能を喪失させることができるものとします。
 - (1) IC カード申し込み時に虚偽の申告をした場合
 - (2) IC カードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
 - (3) IC カードに記録された内容を改ざんした場合
 - (4) 本規則に違反した場合
 - (5) その他、IC カード組合員のカード使用状況が適当でないと当組合が判断した場合
- 2 IC カード組合員が自ら IC カードの利用を停止する場合には、所定の手続きに従って当組合へ届け出るものとします。

第 11 条(IC カードの返却)

IC カード組合員が当組合の組合員でなくなった場合は、IC カードをただちに返却するものとします。

第 12 条(免責)

IC カード組合員は、本規則を遵守するものとし、本規則に違反することにより生じる一切の損害を負担するものとします。

第 13 条(規則の変更に伴う公示)

- 1 当組合が本規則を変更した場合は、その内容を IC カード組合員へ公示します。
- 2 前項の変更において、当該変更の内容が IC カード組合員の利用に重大な影響を及ぼす可能性がある

と当組合が判断した場合には、充分な期間を置いた事前公示の後に変更内容を実施します。

第14条(準拠法)

本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第15条(合意管轄裁判所)

ICカード組合員と当組合との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額のいかんに関わらず、当組合所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第2章 生協電子マネー

生協電子マネー及びポイントの運用は、「大学生協アプリ(公式)利用規約」及び「生協電子マネー(ベースマネーとポイント)利用細則」に準拠します。

(ICカードの紛失・汚損等による電子マネーの処理)

第16条

ICカードの汚損により、電子マネー金額等の読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、本約款第5条にいう再発行の届出を行うものとします

2 組合員がICカードを紛失し、または盗難にあった場合は、本約款第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。カード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくなったときを含むこととします。

3 ICカードの紛失・盗難により生じる一切の損害を組合員が負担するものとします。

生協電子マネーの運用は、「大学生協アプリ(公式)利用規約」に準拠します。

第4章 ミールプラン機能

ミール定期マネーの運用は、「大学生協アプリ(公式)利用規約」及び「ミール定期マネー利用細則」に準拠します。

第5章 補則

第17条(解釈等)

この規則に定めのない事項およびこの規則の解釈に疑義が生じた場合は、当組合理事会が決定します。

第18条(改廃)

この規則の改廃は当組合理事会が行います。

第19条(変更・廃止)

1 当組合は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サ

ービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規則を変更・廃止することができます。

2 前項の場合、当組合は、本規則を変更・廃止する旨、変更後の本規則の内容および変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

① 店舗での掲示(機関誌への掲示)

② 当組合WEBサイトへの掲示

3 本規則の変更・廃止は、当組合理事会の議決によります。

(付則)

施行日:2005年03月01日

改定日:2009年03月01日

2010年03月01日

2013年03月01日

2017年09月01日

2017年10月25日

2018年07月01日

2018年08月01日

2019年12月18日

2021年11月25日

2022年11月24日